



薬 発 第 365 号
昭和55年3月22日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価結果及びこれに基づく措置に
ついて——そのノ6の2（通知）

「医薬品再評価結果及びこれに基づく措置について——そのノ6」については、昭和54年7月16日薬発第1007号薬務局長通知をもって通知したところであるが、塩酸パペリンを含有する医療用単味剤等同通知に係る医薬品の一部につき、その後、中央薬事審議会において審議が行われ、今般別添のとおり評価結果が答申された。

これに基づき当該医薬品の再評価結果は、別添の答申に記載されたとおりとすることとしたので、各都道府県におかれども、当該医薬品の再評価は今回終了したものとみなし、昭和54年11月21日薬発第1041号薬務局長通知「医薬品

再評価が終了した単味剤たる医療用医薬品の取扱いについて、
別記Ⅱにより必要な措置を講ぜられたい。



中 薬 審 第 15 号

昭和55年 3 月 22 日

厚生大臣 野 呂 恭 一 殿

中央薬事審議会

会長 津 田 恭 介

医薬品再評価における評価判定について——その16の2

昭和 46 年 7 月 20 日厚生省発薬第 151 号をもって諮問のあった標記については、下記のとおり返申する。

記

昭和54年7月16日中薬審第41号「医薬品再評価における評価判定について——その16」をもって答申した医療用医薬品のうち、消化器官用剤の塩酸パパペリン、ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート、炭酸水素ナトリウム、水酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム、ケイ酸マグネシウム、ケイ酸アルミン酸マグネシウム（メタケイ酸アルミン酸マグネシウムを含む）、ケイ酸アルミン酸マグネシウムビスマス、合成ケイ酸アルミニウム、沈降炭酸カルシウム、水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈物、水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カルシウム共沈物及び水酸化マグネシウム・硫酸アルミニウムカリウム共沈物（水酸化アルミナ・マグネシウム）を含有する単味剤たる医療用医薬品につき引き続き審議し、別添のとおり評価判定した。

医薬品再評価結果 その16の2

消化器官用剤評価結果

1. 塩酸パパペリン…………… 1
2. ジヒドロキシアルミニウムアミノアセレート… 2
3. 炭酸水素ナトリウム…………… 2
4. 水酸化マグネシウム…………… 3
5. 炭酸マグネシウム…………… 4
6. ケイ酸マグネシウム…………… 4
7. ケイ酸アルミン酸マグネシウム（メタケイ酸
アルミン酸マグネシウムを含む）…………… 5
8. ケイ酸アルミン酸マグネシウムビスマス…………… 5
9. 合成ケイ酸アルミニウム…………… 6
10. 沈降炭酸カルシウム…………… 6
11. 水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共
沈物…………… 7
12. 水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭
酸カルシウム共沈物…………… 7
13. 水酸化マグネシウム・硫酸アルミニウムカリ
ウム共沈物（水酸化アルミナ・マグネシウム）… 8

1. 塩酸パパベリン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

1. 塩酸パパベリン10倍散「フソー」扶桑薬品工業KK
2. 塩酸パパベリン10倍顆粒「フソー」〃
3. 塩酸パパベリン10倍散「マルイシ」丸石製薬KK
4. 塩酸パパベリン10倍散 菱山製薬KK
5. 10%パパベリン散 大日本製薬KK
6. 塩酸パパベリン散「共立」共立薬品工業KK
7. 10%塩パパベリン酸「ヨシダ」吉田製薬KK
8. 塩酸パパベリン10倍散(ハチ) 東洋製薬化成KK
9. 塩酸パパベリン散「ヤマダ」(10倍散) 山田製薬KK
10. 塩酸パパベリン散「イワキ」岩城製薬KK
11. 塩酸パパベリン散「ホエイ」保栄薬工KK
12. 塩酸パパベリン散「メタル」中北薬品KK
13. 塩酸パパベリン10倍散(三晃) 三晃製薬工業KK
14. 塩酸パパベリン散 純生薬品工業KK
15. 塩酸パパベリン散 堀田薬品合成KK
16. 塩酸パパベリン散 三輪薬品KK
17. 塩酸パパベリン10倍散(ミワ) 〃
18. 塩酸パパベリン錠 〃

○日本薬局方医薬品

「塩酸パパベリン」

1. 東京田辺製薬KK
2. エーザイKK
3. 大日本製薬KK
4. 小野薬品工業KK
5. 高田製薬KK
6. 共立薬品工業KK
7. 吉田製薬KK
8. 日新製薬KK
9. KK三恵製品
10. シオエ製薬KK
11. 丸石製薬KK
12. 東洋製薬化成KK
13. 山田製薬KK
14. 岩城製薬KK
15. 保栄薬工KK
16. フナイ薬品工業KK
17. 三晃製薬工業KK
18. 日本新薬KK
19. 日本医薬品工業KK
20. 健栄製薬KK
21. エビス製薬工業所
22. 菱山製薬KK
23. 鳥居薬品KK
24. 純生薬品工業KK
25. 愛知県厚生農業協同組合連合会
26. 三輪薬品KK

「塩酸パパベリン注射液」

1. エーザイKK
2. 大日本製薬KK
3. 扶桑薬品工業KK
4. 共立薬品工業KK
5. 日新製薬KK
6. 丸石製薬KK
7. 光製薬KK
8. KKイセイ
9. 三共KK
10. フナイ薬品工業KK
11. 日本医薬品工業KK
12. 東京宝生製薬KK
13. 鶴原製薬KK
14. 菱山製薬KK
15. 鳥居薬品KK
16. 合資会社模範薬品研究所
17. KK三和化学研究所
18. 大鵬薬品工業KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	塩酸パロペリン	区分	医療用単味剤
		投与方法	経口、注射
用法及び用量			
(経口)			
塩酸パロペリンとして、通常成人1日200mgを3～4回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。			
(注射)			
塩酸パロペリンとして、通常成人1回30～50mg、1日100～200mgを注射する。主として皮下注射するが、筋肉内注射することもできる。また、急性動脈塞栓には、1回50mgを動脈内注射、急性肺塞栓には、1回50mgを静脈内注射することができる。なお、年齢、症状により適宜増減する。			
各適応(効能又は効果)に対する評価判定			
(経口)			
有効であることが推定できるもの			
○下記疾患に伴う内臓平滑筋の痙攣症状			
胃炎、胆道(胆管・胆のう)系疾患			
○脳動脈硬化症の随伴症状、急性動脈塞栓、末梢循環障害、冠循環障害における血管拡張と症状の改善			
(注射)			
有効であることが推定できるもの			
○下記疾患に伴う内臓平滑筋の痙攣症状			
胃炎、胆道(胆管・胆のう)系疾患			
○脳動脈硬化症の随伴症状、急性動脈塞栓、急性肺塞栓、末梢循環障害、冠循環障害における血管拡張と症状の改善			

2. ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

グリシナール

協和化学工業KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート	区 分	医療用単味剤
		投与方法	経 口
用 法 及 び 用 量			
ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテートとして、通常成人1日1.5～4 gを数回に分割経口投与する。 なお、年齢、症状により適宜増減する。			
各適応（効能又は効果）に対する評価判定			
有効であることが実証されているもの 下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎（急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む）、上部消化管機能異常（神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む）			

3. 炭酸水素ナトリウム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

重曹錠

桑根製薬台名会社

○日本薬局方医薬品

「炭酸水素ナトリウム」

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 扶桑薬品工業KK | 2. 日本医薬品工業KK |
| 3. KK三恵薬品 | 4. 丸石製薬KK |
| 5. 山善薬品KK | 6. シオエ製薬KK |
| 7. 日新製薬KK | 8. 東洋製薬化成KK |
| 9. 保栄薬工KK | 10. 高田製薬KK |
| 11. 三九製薬合資会社 | 12. 宮澤薬品KK |
| 13. 山形製薬KK | 14. 中北薬品KK |
| 15. 小堺製薬KK | 16. KKイセイ |
| 17. 昭和製薬所 | 18. 東亜製薬KK |
| 19. 武田薬品工業KK | 20. 大日本製薬KK |
| 21. 恵美須薬品化工KK | 22. 三輪薬品KK |
| 23. 有限会社九石製薬所 | 24. 健栄製薬KK |
| 25. 山田製薬KK | 26. 合名会社金田直隆商店 |
| 27. 愛知県厚生農業協同組合連合会 | |
| 28. 中央化学KK | 29. 大和薬品工業KK |
| 30. タツミ薬品工業KK | 31. 兼一薬品工業KK |
| 32. 純生薬品工業KK | 33. 鳥居薬品KK |
| 34. 大矢薬品工業KK | 35. 月島薬品KK |
| 36. エビス製薬工業所 | 37. 幸和薬品工業KK |
| 38. KK小西利七商店 | 39. 小野薬品工業KK |
| 40. マルコ薬品KK | 41. 三晃製薬工業KK |
| 42. 司生堂製薬KK | 43. 吉田製薬KK |
| 44. KK大塚製薬工場 | 45. 東京薬品工業所 |
| 46. 岩城製薬KK | 47. KK小林作商店 |
| 48. 神戸医師協同組合 | 49. 日本有機薬品KK |
| 50. 日興製薬KK | 51. 菱山製薬KK |
| 52. 藤井薬品KK | 53. オリエンタル薬品工業KK |
| 54. 安藤製薬KK | 55. 東海製薬KK |
| 56. 松田医薬品KK | 57. 大成薬品工業有限会社 |
| 58. ヤクハン製薬KK | 59. 丸善薬品KK |

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	炭酸水素ナトリウム	区 分	医療用単味剤
		投与方法	経口, 含嗽・吸入
用 法 及 び 用 量			
炭酸水素ナトリウムとして, 通常成人1日3～5 g を数回に分割経口投与する。 含嗽, 吸入には1回量1～2%液100mlを1日数回 用いる。 なお, 年齢, 症状により適宜増減する。			
各適応(効能又は効果)に対する評価判定			
(経口) 有効であることが実証されているもの ○下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍, 胃炎(急・慢性胃炎, 薬剤性 胃炎を含む), 上部消化管機能異常(神経性食思不 振, いわゆる胃下垂症, 胃酸過多症を含む) ○アシドーシスの改善, 尿酸排泄の促進と痛風発作の 予防 (含嗽・吸入) 有効であることが推定できるもの 上気道炎の補助療法(粘液溶解)			

4. 水酸化マグネシウム

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. ミルマグ錠 阪急共栄物産KK
 2. ミルマグ //

2) 「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

キョーワスイマグ 協和化学工業KK
 (重金属塩及び亜砒酸塩の解毒)

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	水酸化マグネシウム	区 分	医療用単味剤
		投与方法	経 口
用 法 及 び 用 量			
水酸化マグネシウムとして, 通常成人, 制酸剤としては1日0.9～2.4gを数回に分割経口投与, 緩下剤としては1日0.9～2.1gを頓用又は数回に分割経口投与する。なお, 年齢, 症状により適宜増減する。			
各適応(効能又は効果)に対する評価判定			
(1) 有効であることが実証されているもの ○下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍, 胃炎(急・慢性胃炎, 薬剤性胃炎を含む), 上部消化管機能異常(神経性食思不振, いわゆる胃下垂症, 胃酸過多症を含む) ○便秘症 (2) 有効と判定する根拠がないもの 重金属塩及び亜砒酸塩の解毒			

5. 炭酸マグネシウム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

○日本薬局方医薬品

「炭酸マグネシウム」

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 山善薬品 K K | 2. シオエ製薬 K K |
| 3. 協和化学工業 K K | 4. 三九製薬合資会社 |
| 5. 宮澤薬品工 K K | 6. 富田製薬 K K |
| 7. 恵美須薬品化工 K K | 8. 有限会社丸石製薬所 |
| 9. 健栄製薬 K K | 10. 山田製薬 K K |
| 11. 保栄薬工 K K | 12. 愛知県厚生農業協同組合連合会 |
| 13. 純生薬品工業 K K | 14. 大欠薬品工業 K K |
| 15. 月島薬品 K K | 16. エビス製薬工業所 |
| 17. K K小西利七商店 | 18. マルコ薬品 K K |
| 19. 三晃製薬工業 K K | 20. 岩城製薬 K K |
| 21. 菱山製薬 K K | 22. 藤井薬品 K K |
| 23. オリエンタル薬品工業 K K | |

「重質炭酸マグネシウム」

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 山善薬品 K K | 2. 協和化学工業 K K |
| 3. 三九製薬合資会社 | 4. 有限会社丸石製薬所 |
| 5. 健栄製薬 K K | 6. 山田製薬 K K |
| 7. 保栄薬工 K K | 8. 愛知県厚生農業協同組合連合会 |
| 9. 純生薬品工業 K K | 10. 大欠薬品工業 K K |
| 11. 岩城製薬 K K | 12. 日興製薬 K K |
| 13. 菱山製薬 K K | 14. オリエンタル薬品工業 K K |

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	炭酸マグネシウム	区 分	医療用単味剤
		投与法	経 口
用 法 及 び 用 量			
炭酸マグネシウムとして、通常成人、制酸剤としては1日2gを数回に分割経口投与、緩下剤としては1日3～8gを頓用又は数回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。			
各適応（効能又は効果）に対する評価判定			
有効であることが実証されているもの ○下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎（急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む）、上部消化管機能異常（神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む） ○便秘症			

6. ケイ酸マグネシウム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

○日本薬局方医薬品

「ケイ酸マグネシウム」

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 山善薬品 K K | 2. 協和化学工業 K K |
| 3. エーザイ K K | 4. 富田製薬 K K |
| 5. 愛知県厚生農業協同組合連合会 | 6. 三晃製薬工業 K K |
| 7. 岩城製薬 K K | 8. オリエンタル薬品工業 K K |

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	ケイ酸マグネシウム	区 分	医療用単味剤
		投与法	経 口
用 法 及 び 用 量			
ケイ酸マグネシウムとして、通常成人1日3～6 g を数回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により 適宜増減する。			
各適応（効能又は効果）に対する評価判定			
(1) 有効であることが実証されているもの 下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎（急・慢性胃炎、薬 剤性胃炎を含む）、上部消化管機能異常（神経性 食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含 む）			
(2) 有効と判定する根拠かないもの 胃及び腸管内における異常有害物質の吸着除去 作用			

7. ケイ酸アルミン酸マグネシウム (メタケイ酸アルミン酸マグネシウムを含む)

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

1. スピーゲルG	扶桑薬品工業KK
2. ノイシリン	富士化学工業KK
3. ノイシリンS顆粒	〃
4. ノイシリンA	〃
5. ノイシリンAS顆粒	〃
6. ノイトニン	三共KK
7. ノイトニン顆粒	〃
8. ノイトニン細粒	〃
9. メタシリン	関東医師製薬KK
10. メタスタミン	丸石製薬KK

2) 「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名〔（ ）内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. スピーゲル	扶桑薬品工業KK
2. シリマニン	三亜薬品工業KK
3. マグミット	協和化学工業KK
4. トミックス顆粒	富田製薬KK
5. トミックスS顆粒	〃
(以上5品目につき、腸内異常発酵)	

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	ケイ酸アルミン酸マグネシウム(メタケイ酸アルミン酸マグネシウムを含む)	区分 投与法	医療用単味剤 経口
用法及び用量			
ケイ酸アルミン酸マグネシウム(メタケイ酸アルミン酸マグネシウム)として、通常成人1日1.5～4gを3～4回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。			
各適応(効能又は効果)に対する評価判定			
(1) 有効であることが実証されているもの 下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎(急・慢性胃炎、薬			

剤性胃炎を含む)、上部消化管機能異常(神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む)

(2) 有効と判定する根拠がないもの
腸内異常発酵

8. ケイ酸アルミン酸マグネシウム ビスマス

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

1. ビスコート顆粒	富田製薬KK
2. ビストマグ	萬有製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	ケイ酸アルミン酸マグネシウム ビスマス	区分 投与法	医療用単味剤 経口
用法及び用量			
ケイ酸アルミン酸マグネシウムビスマスとして、通常成人1日3～4gを3～4回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。			
各適応(効能又は効果)に対する評価判定			
有効であることが推定できるもの 下記疾患における粘膜保護作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎(急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む)			

9. 合成ケイ酸アルミニウム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

○日本薬局方医薬品

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. K K三恵薬品 | 2. 丸石製薬 K K |
| 3. 山善薬品 K K | 4. シオエ製薬 K K |
| 5. 保栄薬工 K K | 6. 協和化学工業 K K |
| 7. K K三和化学研究所 | 8. 小堺製薬 K K |
| 9. K Kイセイ | 10. 東亜製薬 K K |
| 11. 武田薬品工業 K K | 12. 昭和新薬 K K |
| 13. 富田製薬 K K | 14. 三輪薬品 K K |
| 15. 健栄製薬 K K | 16. 山田製薬 K K |
| 17. 愛知県厚生農業協同組合連合会 | 18. 中央化学 K K |
| 19. 純生薬品工業 K K | 20. 住友化学工業 K K |
| 21. 幸和薬品工業 K K | 22. 三晃製薬工業 K K |
| 23. 吉田製薬 K K | 24. 岩城製薬 K K |
| 25. 神戸医師協同組合 | 26. 大鶴薬品工業 K K |
| 27. 菱山製薬 K K | 28. 共立薬品工業 K K |
| 29. オリエンタル薬品工業 K K | 30. 東海製薬 K K |

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	合成ケイ酸アルミニウム	区分 投与法	医療用単味剤 経口
用法及び用量			
合成ケイ酸アルミニウムとして、通常成人1日3～10gを3～4回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。			
各適応（効能又は効果）に対する評価判定			
有効であることが推定できるもの 下記疾患における粘膜保護作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎（急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む）			

10. 沈降炭酸カルシウム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

○日本薬局方医薬品

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 山善薬品 K K | 2. 宮澤薬品 K K |
| 3. 小堺製薬 K K | 4. K Kイセイ |
| 5. 恵美須薬品化工 K K | 6. 三輪薬品 K K |
| 7. 健栄製薬 K K | 8. 山田製薬 K K |
| 9. 合名会社金田直隆商店 | 10. 愛知県厚生農業協同組合連合会 |
| 11. 大久薬品工業 K K | 12. 月島薬品 K K |
| 13. K K小西利七商店 | 14. 司生堂製薬 K K |
| 15. K K小林作商店 | 16. 菱山製薬 K K |
| 17. オリエンタル薬品工業 K K | 18. 三晃製薬工業 K K |

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	沈降炭酸カルシウム	区分 投与法	医療用単味剤 経口
用法及び用量			
沈降炭酸カルシウムとして、通常成人1日1～3gを3～4回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。			
各適応（効能又は効果）に対する評価判定			
(1) 有効であることが推定できるもの 下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎（急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む）、上部消化管機能異常（神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む）			
(2) 有効と判定する根拠がないもの 下痢			

11. 水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈物

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

- | | |
|----------------|------------|
| 1. クムライト | 協和化学工業 K K |
| 2. ノルマック | 大日本製薬 K K |
| 3. ノルマック錠 | 〃 |
| 4. ノルマック K | 〃 |
| 5. イノシゲンコーワ | 興和 K K |
| 6. イノシゲン G コーワ | 〃 |
| 7. アルソーカーボネート | 大正薬品工業 K K |

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈物	区分 投与方法	医療用単味剤 経口
用法及び用量			
水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈物として、通常成人 1 日 0.9～2 g を 3～4 回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。			
各適応（効能又は効果）に対する評価判定			
有効であることが実証されているもの 下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎（急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む）、上部消化管機能異常（神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む）			

12. 水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カルシウム共沈物

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

- | | |
|--------------|------------|
| 1. ネオアルミゲル顆粒 | 中外製薬 K K |
| 2. サナルミン B | 協和化学工業 K K |
| 3. ポリミゲル | エーザイ K K |
| 4. ポリミゲル錠 | 〃 |

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カルシウム共沈物	区分 投与方法	医療用単味剤 経口
用法及び用量			
水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カルシウム共沈物として、通常成人 1 日 1.5～4 g を 3～4 回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。			
各適応（効能又は効果）に対する評価判定			
有効であることが実証されているもの 下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎（急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む）、上部消化管機能異常（神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む）			

13. 水酸化マグネシウム・硫酸アルミニウムカリウム共沈物(水酸化アルミナ・マグネシウム)

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名（販売名）及び製造（輸入販売）業者名

- | | |
|----------|------------|
| 1. サナルミン | 協和化学工業 K K |
| 2. マグセリン | 日本新薬 K K |
| 3. エグモン | 丸石製薬 K K |

2. 各適応に対する評価判定

成分名 (一般名)	水酸化マグネシウム・ 硫酸アルミニウムカリ ウム共沈物(水酸化アル ミナ・マグネシウム)	区 分	医療用単味剤
		投与方法	経 口
用 法 及 び 用 量			
水酸化マグネシウム・硫酸アルミニウムカリウム共 沈物(水酸化アルミナ・マグネシウム)として、通常 成人1日1.8～4gを3～4回に分割経口投与する。 なお、年齢、症状により適宜増減する。			
各適応(効能又は効果)に対する評価判定			
有効であることが実証されているもの 下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎(急・慢性胃炎、薬剤性 胃炎を含む)、上部消化管機能異常(神経性食思不 振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む)			